

## 早稲田大学比較法研究所創立50周年を記念して

早稲田大学大学院法務研究科長 鎌 田 薫

早稲田大学比較法研究所は、その創立以来半世紀にわたって、わが国の比較法研究の中核を担う研究機関として多くの研究成果をあげてきた。同研究所が、今般、めでたく創立50周年の節目を迎えたことについて、大学院法務研究科を代表して、また同研究所によって研究能力向上の機会を与えられた者の一人として、心よりの敬意と祝意を表したい。

わが国は、19世紀末に、ヨーロッパ法を継受することにより、近代的な法体系を整備し、その後長い時間をかけて日本社会にこれを定着させてきた。こうした経緯を背景として、わが国の実定法学は、他の先進諸国に類例をみない程に比較法的な手法を一般化させてきた。最近では、グローバル化に伴う急速な制度改革の進展や、わが国の法律家による東アジア諸国に対する法制度整備支援事業の推進など、伝統的法文化と外来の法文化との緊張関係を意識させる新たな事態が生じている。

法科大学院制度の創設もまたグローバル化対応の一環をなすものであり、一方で、国際性の涵養を重要な課題としている点で、他方でまた、わが国における伝統的法文化の変革を迫る契機を含んでいるという点で、外国法学や比較法学と極めて密接な関係を有している。

ところで、建学の母・小野梓は、早稲田大学の建学の理念である「学問の独立」に関連して、外国の文書言語に依らなければ高尚の学科を教授することができないと考え、外国のさまざまな考え方を直輸入してわが国の

統治に役立てようとしながら転変自在する当時の風潮を厳しく批判し、これを克服することの必要性を説いていた。これを承けて、「早稲田大学教旨」は、「早稲田大学は学問の活用を本旨と為すを以て 学理を学理として研究すると共に 之を實際に応用するの道を講し以て 時世の進運に資せん事を期す」として、「学問の活用」を目標とする旨を宣言すると同時に、学理研究こそが学問の活用の不可欠の前提であることを強調している。

「理論と実務の架橋」を標榜しつつ高度の専門的能力と国際性等を備えた法律実務家の養成を行っている早稲田大学大学院法務研究科においても、学理の研究を極めることこそが実務教育の基礎を成すものと考えている。そのためにも、本学における法学基礎研究の中核をなす早稲田大学比較法研究所がますます発展し、本研究科との協力関係がさらに強化されることを期待してやまない。